

平成 24 年 7 月 25 日

各 位

会社名 東京電力株式会社
代表者名 代表執行役社長 廣瀬 直己
(コード番号：9501 東証第 1 部)
問合せ先 総務部株式グループマネージャー 大槻 陸夫
(TEL. 03-6373-1111)

第三者割当による優先株式発行に係る払込期間の変更について

東京電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、平成24年 5 月21日付「第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ」のとおり、同日開催の当社取締役会において、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」といいます。）を割当先とする第三者割当による募集株式（A 種優先株式及び B 種優先株式。以下 A 種優先株式及び B 種優先株式をあわせて「本優先株式」といいます。）の発行を決議しておりますが、本日開催の当社取締役会において、本優先株式に係る払込期間の変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

(変更前)

A 種優先株式の払込期間	平成 24 年 7 月 11 日から同年 7 月 25 日まで (注)
B 種優先株式の払込期間	平成 24 年 7 月 11 日から同年 7 月 25 日まで (注)

(注) 平成24年 7 月25日を払込日として予定しております。但し、会社法上の払込期間は平成24年 7 月11日から同年 7 月25日までと決議しており、当社と機構との間の株式引受契約書に定めるクロージングに係る前提条件の充足時期によっては、払込日が上記払込期間の範囲で繰り上がる場合があります。

(変更後)

A 種優先株式の払込期間	平成 24 年 7 月 26 日から同年 7 月 31 日まで (注)
B 種優先株式の払込期間	平成 24 年 7 月 26 日から同年 7 月 31 日まで (注)

(注) 平成24年 7 月31日を払込日として予定しております。但し、会社法上の払込期間は平成24年 7 月26日から同年 7 月31日までと決議しており、当社と機構との間の株式引受契約書に定めるクロージングに係る前提条件の充足時期によっては、払込日が上記払込期間の範囲で繰り上がる場合があります。

2. 変更の理由

平成 24 年 5 月 21 日にお知らせしたとおり、本優先株式発行は、本優先株式発行のために必要な手続が完了し、かかる手続がいずれも取り消されていないこと、取引金融機関との融資関連契約が締結されていること、また、当社による特別事業計画の履行に悪影響を及ぼす事象が存在しないこと等を条件としております。

しかしながら、一部の前提条件について、現時点までに充足に至っていないことから、当社及び機構双方合意の上、本優先株式に係る払込期間を変更するものであります。

以 上